



2021年9月24日

各位

会社名 株式会社 L e T e c h  
(コード番号：3497 東証マザーズ)  
住所 大阪府大阪市北区堂山町3番3号  
代表者 代表取締役社長 平野 哲司  
問合先 取締役管理本部長 水向 隆  
TEL. 06-6362-3355

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年9月24日開催の取締役会において、「定款一部変更」について、2021年10月28日開催予定の第21回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第5章 監査役及び監査役会  (監査役の選任) 第31条 監査役は、株主総会において選任する。  2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  (新設)  (新設)	第5章 監査役及び監査役会  (監査役の選任) 第31条 <u>当社の</u> 監査役は株主総会において選任する。  2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  3 <u>当社は会社法第329条第3項の規定に基づき、法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠監査役を選任することができる。</u>  4 <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>

<p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。  <u>但し、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることができないものとする。</u></p>
---	--

### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日

2021年10月28日(予定)

定款変更の効力発生日

2021年10月28日(予定)

以上